大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

 （趣旨）

第1条　この要綱は、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成10年大阪府条例第42号）及び大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（令和元年大阪府条例第18号）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組の一助として、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と一致しない者をいう。

2　この要綱において「パートナーシップ関係」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

3　この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップ関係にある二者が、知事に対してパートナーシップ関係にある旨を宣誓することをいう。

（宣誓の要件）

第3条　次の各号のいずれにも該当する二者が、宣誓できるものとする。ただし、この要綱に相当する制度を実施している府内の市町村（以下「府内制度実施自治体」という。）において、制度の対象となる場合を除く。

　(1)　双方が、成年に達していること。

　(2) 少なくともいずれか一方が、府民又は府内への転入を予定していること。

(3) 双方が、宣誓をしようとする相手方以外の者と現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。

(4)　双方が、宣誓をしようとする相手方以外の者と現にパートナーシップ関係にないこと。

　(5) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

 （宣誓の方法）

第4条　宣誓をしようとする者は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）の正本1通及び副本2通に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行うものとする。

　⑴　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

　⑵　現に婚姻をしていないことを証明する書類

2　宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、府職員及び宣誓をしようとする者双方の立会いの下で当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができるものとする。

3　宣誓をしようとする者は、その双方が本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

　⑴　個人番号カード

　⑵　旅券

　⑶　運転免許証

　⑷　その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

　⑸　その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

（宣誓の証明の方法）

第5条　宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、知事がパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）を交付して行う。

2　宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の副本を交付する。

（通称の使用）

第6条　宣誓をしようとする者に氏名を使用し難い特別の事情があると認めるときは、宣誓書及び受領証に氏名に代えて通称（氏名以外の呼称であって社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書の正本の裏面部分については、この限りでない。

（受領証の再交付）

第7条　受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。

2　受領証の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

 （受領証の返還）

第8条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第4号）を添付して、受領証を知事に返還しなければならない。

　⑴　パートナーシップ関係が解消されたとき。

　⑵　一方が死亡したとき。

　⑶　双方が府内制度実施自治体又は府外へ転出したとき（第11条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。

⑷　第3条第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

⑸　次条の規定により宣誓が無効となったとき。

（無効となる宣誓）

第9条　宣誓者が、宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが、受領証を交付した後に判明した場合、当該宣誓は無効とする。

（事務の所管及び事前調整）

第10条　宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について府と調整するものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第11条　パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、府内（府内制度実施自治体を除く。）への住所の異動後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第５号）（以下「申告書」という。）の正本1通に、次に掲げる書類を添付して、来庁又は郵送により提出して行うものとする。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証

（2）法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し

（3）郵送手続きの場合は、切手貼付の返信用封筒

3 前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4　前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。

5　継続申告者の一方又は双方が申告書に自書することができないときは、当該継続申告者以外の者に代筆させることができるものとする。

6　継続申告者は、申告書を提出する時に、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとし、郵送による場合は同書類の写しを提出するものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

第12条　府職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（本府施策の推進に当たっての配慮）

第13条　府は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、宣誓者に十分に配慮するよう努めるものとする。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、宣誓の証明に関し必要な事項は、府民文化部人権局長が定める。

　　　附　則

この要綱は、令和２年１月22日から施行する。

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。